

現況届の提出が原則不要となります

現在、国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されている方は、毎年誕生月の末日までに現況届（はがき）を提出しなければなりません。

この現況届について、社会保険庁では平成18年10月より、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用して年金受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。これにより、現況届の提出は今後、原則として不要になります。なお、平成18年10月より現況確認の作業を開始する対象者は12月生まれの方からとなりますので、10月及び11月生まれの受給者の方については従来どおり現況届が送付されます。

ご注意ください

※例外として、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方につきましては、今後も現況届の提出が必要となります。

（主な例）

- ・社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
- ・外国籍（外国人登録）の方
- ・外国に居住している

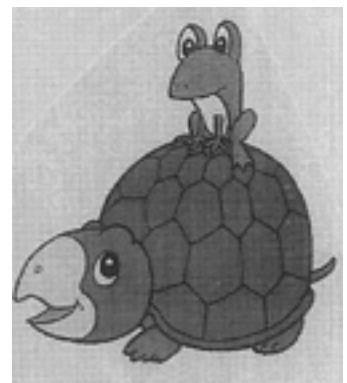
◇加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方については、社会保険庁から送付される「生計維持確認届」の提出が必要です。

※「生計維持確認届」の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。

2. 障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付される診断書の提出が必要です。

※ 診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。



お問い合わせは『ねんきんダイアル』へ！

☎ 0570-07-1165